

■加須市健康・医療・スポーツ推進計画（案） パブリックコメントによる意見及び市の対応

<p>【計画名】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 → 加須市健康づくり推進計画 ・ 2 → 加須市食育推進計画 ・ 3 → 加須市歯と口の健康づくり基本計画 ・ 4 → 加須市地域医療ビジョン ・ 5 → 加須市スポーツ・レクリエーション推進計画 	<p>【意見の反映】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・反映済 ⇒ 意見が既に反映されているもの ・反映する ⇒ 意見を反映するもの ・一部反映する ⇒ 意見の一部を反映するもの ・反映しない ⇒ 検討した結果、反映せず、意見として承るもの 	<p>資料 1</p>
---	---	-------------

No.	意見提出年月日	意見提出方法	意見提出者	計画	意見	意見の反映	市の考え方	主担当課	掲載(該当)ページ
1	R7.12.19	郵送	本市に対して納税義務を有する法人その他の団体	・ 1	<p>基本目標4において、喫煙に関して「禁煙と受動喫煙の防止」と記載されておりますが、たばこは法で認められた嗜好品であり、喫煙をするのかしないのかは、20歳以上の方々個々人の判断によるべきものであります。</p> <p>目標に掲げられている「禁煙」の表記はたばこをやめる意思のない喫煙者に対して禁煙を求めるかのような表現であり、合法的な嗜好品であるたばこを排除するかの表記については決して容認することはできません。</p> <p>目標については健康日本21に記載のとおり「喫煙率の減少（たばこをやめたい人がやめる）」の表記とするよう強く求めます。</p>	・反映する	<p>健康日本21の目標にも「喫煙率の減少」の表現があることから、「禁煙と受動喫煙の防止」を「喫煙率の減少と受動喫煙の防止」に変更します。</p>	いきいき健康医療課	P86、P104、P106
	R7.12.19	郵送	本市に対して納税義務を有する法人その他の団体	・ 1	<p>行政の取組として「禁煙に向けた行動変容を促します」との標記がありますが、「禁煙」の表記はたばこをやめる意思のない喫煙者に対しても禁煙を求めるかのような表現であり、合法的な嗜好品であるたばこを排除するかの表記については決して容認することはできません。行政の取組としては、「禁煙希望者への支援」と修正するよう強く求めます。</p>	・一部反映する	<p>たばこは嗜好品であることは認識しておりますので、「禁煙に向けた行動変容を促します」を「禁煙希望者の行動変容を促します」に変更します。</p>	いきいき健康医療課	P106
	R7.12.19	郵送	本市に対して納税義務を有する法人その他の団体	・ 1	<p>アンケート及び貴市の現状を踏まえた課題として、「分煙対策や周囲に配慮した喫煙などの受動喫煙防止対策の強化」との記載があるとおり、望まない受動喫煙を防止するためには、たばこを吸われない方に配慮した喫煙場所を整備することが重要であると考えます。</p> <p>総務省より各都道府県に対し令和7年9月12日に発出されている文書「分煙施設整備の予算確保について」及び別添資料によれば、望まない受動喫煙の防止及び地方たばこ税の継続的かつ「安定的な確保のため、分煙施設のより一層の整備を図ることや予算確保について言及がなされております。</p> <p>加須市においては令和6年度のたばこ税収が約8億円であるという事実も踏まえ、駅周辺や貴市所有の施設において「望まない受動喫煙を防止するため」にもまずは喫煙場所を整備頂くよう強く求めます。</p>	・反映しない	<p>公共施設については方針として敷地内全面禁煙としているため、喫煙場所を設置する予定はありませんが、様々な考え方の方がいらっしゃることから貴重なご意見として承ります。</p>	いきいき健康医療課	P74、P80、P105、P106

No.	意見提出年月日	意見提出方法	意見提出者	計画	意見	意見の反映	市の考え方	主担当課	掲載(該当)ページ
2	R7.12.25	電子メール	市民	・5	大型総合スポーツジムの誘致。 各種スポーツの大会イベント、コンサートやライブができる多目的スタジアムを作る。 スポーツに関心を持ちスポーツを始めるきっかけを持つてもらう。	・反映しない	大型スポーツジムの誘致については、現状、騎西総合体育内の公設のトレーニング室のほか、既に市内には民間運営のスポーツジムが複数開設されている状況でありますので、本計画において大型スポーツジムの誘致について掲げることはいたしません。 各種スポーツの大会イベント、コンサートやライブができる多目的スタジアムを作るについては、現在策定中の加須市スポーツ施設整備計画の再配置・整備方針として、新たな施設整備において、スポーツの利用だけでなく公園利用者も楽しめる広場の整備を検討することとしておりますので、今後の参考とさせていただきます。	スポーツ振興課	P143、P153
3	R8.1.6	電子メール	パブリックコメント手続に係る事案に係る個人及び法人その他の団体	・1	加須市公共施設における受動喫煙対策の基本方針を策定するなど、素晴らしいと思います。 喫煙者を減らしていくために、喫煙支援にもご尽力されているようですが、 (1) 貴市としても、喫煙者の禁煙相談やサポートに取組み、また薬局が禁煙相談に対応するよう連携されてはどうでしょうか。 (2) 禁煙治療費の1/2~2/3の助成制度も設けてはどうでしょうか。	・反映しない	(1) 本市では、保健師による健康相談を随時行っており、禁煙かつ相談希望者の方には対応しております。また、薬局については市の事業について連携分野もございますので、必要に応じて相談していきたいと考えております。 (2) 禁煙治療費の助成については、健康に係る予算の優先順位の観点から、現時点では考えておりません。	いきいき健康医療課	
				・1	世界禁煙デーの催しはされていると思いますが、埼玉県と自治体が2024年から取り組んでいるイエローグリーンライトアップには、貴市も参加連携されているでしょうか。	・反映しない	市ではホームページ等を活用して、たばこと健康について働きかけを行っております。イエローグリーンライトアップについては、手段の1つとして参考にさせていただきます。	いきいき健康医療課	
				・1	「こどもを受動喫煙から守りましょう」、「こどもや妊産婦の周囲での喫煙はやめましょう」、「屋内や公共の場での喫煙を控え、特に多くの人が利用する施設や野外の公共空間（公園・道路等）では禁煙を心掛けましょう」との啓発も大事ではあるものの、制度化やルール化が必須なので、貴市、また埼玉県レベルでも、以下の実効化をよろしくお願いします。 【兵庫県受動喫煙防止条例】 第19条 何人も、20歳未満の者及び妊婦と同室する住宅の居室内、これらの者と同乗する自動車の車内その他これらの者に受動喫煙を生じさせる場所として規則で定める場所においては、喫煙をしてはならない。 第10条 喫煙区域を設ける場合において、当該喫煙区域に20歳未満の者及び妊婦を立ち入らせてはならない。 ・入口に表示義務：喫煙区域への20歳未満の者及び妊婦の立入りが禁止されている旨の掲示の義務け 第14条 20歳未満の者及び妊婦は、喫煙区域に立ち入ってはならない。	・反映しない	受動喫煙を防止するにあたり、ルール化は重要だと思いますが、喫煙者のマナーが守られないと思わない受動喫煙が生じることから、まずは、喫煙者へのマナー向上について啓発を図ってまいります。	いきいき健康医療課	P104~P106